

# 特別支援教育の自立活動の指導の充実に係る試論

鎌田 義彦

九州女子大学人間科学部人間発達学科人間発達学専攻

北九州市八幡西区自由ヶ丘1-1 (〒807-8586)

(2012年6月7日受付、2012年7月19日受理)

## 要 旨

特別支援学校の教育課程は、各教科、道徳、外国語活動(小)、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動が編成領域であり、目標は小学校、中学校に準じて実施される。小学校教育、中学校教育と同一の目標を掲げていることに加え、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うことを目的に自立活動という特別の指導領域がある。自立活動の指導は、学校の教育活動全体を通じて行われる。また、知的障害や知的障害と他の障害を併せ有する重複障害の児童生徒に対しては、効果的な指導として領域・教科を合わせた指導の形態である日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習で編成できるが、この場合も指導を通じて適切に自立活動の指導を行わなければならない。

教育課程を編成する上で、特に特別支援学校、小学校、中学校の特別支援学級、通級による指導にのみ編成される領域として、子どもの自立を目指した主体的な活動である自立活動がある。自立活動の内容は、障害の重度・重複化、発達障害を含む多様な障害に応じた適切な指導を充実するために用意されたものである。

平成19年度から実施されている特別支援教育の推進を着実なものにするためには、自立活動をどのように進め、内容をどのように指導し、指導体制をどのように整えるかが課題となる。このため、保育所を含めた幼稚園、小・中学校、高等学校並びに中等教育学校、特別支援学校に在籍する、障害の比較的軽い知的障害や発達障害のある幼児児童生徒の自立活動の指導については、個別の教育支援計画、個別の指導計画と関連する事例研究を含め、具体的に示唆に富む研究が期待される。

## 1. 課題の所在

平成19年4月1日から特別支援教育が法的に位置付けられた改正学校教育法が施行されるに当たり、各学校において特別支援教育が推進されている。

特別支援教育の推進について、「特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである」と示され、特別支援学校並びに幼稚園・小

学校・中学校及び高等学校、中等教育学校（以下「各学校」という。）において適切な指導及び必要な支援を行うよう通知された。

保育所を除き、各学校に対しては、①特別支援教育に関する校内委員会の設置、②特別支援教育コーディネーターの指名について具体的に示された。小・中学校での設置と指名が先行され、幼稚園、高等学校等での整備は漸次充足に近づいている。しかしながら、特別支援教育をおこなうための必要な取組である、③特別な支援を必要とする幼児児童生徒の実態把握、④関係機関との連携を図った「個別の教育支援計画」の策定と活用、⑤「個別の指導計画」の作成、⑥教員の専門性の向上については、経過の中で課題として継続している。

特別な支援を必要とする幼児児童生徒の実態把握については、教員に対する発達障害等についての研修が不足していることや、障害に伴う発達の不均衡な面の把握に関しても発達アセスメント等の校内研修態勢も不十分である。

医療、福祉、保健、労働等の関係機関と連携して支援を行うための「個別の教育支援計画」の策定について、自立を目指した主体的な活動である自立活動の内容を記載することが学校教育の進級・進学から就労する段階に移行する場合に障害のある児童生徒にとって重要な情報であるため、特別支援学校ではその作成を義務づけられた。各学校等でも特別支援学校との連携の下に作成されているが、「個別の教育支援計画」の有効性を含め、学校全体で特別支援教育を推進することの必要性等の認識やその活用については課題となっている。

「個別の指導計画」の作成については、一人一人の幼児児童生徒の実態把握に基づく各教科や領域・教科を合わせた指導、自立活動の指導の目標（ねらい）を設定、具体的な指導内容を設定、評価等について記載することが求められている。特別支援学校では、この度の学習指導要領の改訂で在籍する全ての幼児児童生徒について、各教科等にわたる「個別の指導計画」を作成することが義務づけされた。また、自立活動の指導の実践を踏まえた評価を行い、指導の改善に生かすことが新たに規定された。そして、自立活動に関して「自立活動の意義と指導の基本」を新設し、小・中学校等の教師を含めて、自立活動の指導についての適切な理解を図るよう整理された。以上のように、保育所を含めた各学校での特別支援教育の推進を図る上で自立活動の指導についての適切な理解から有効な計画・実施、評価等が課題となっている。

## 2. 個別の教育支援計画と自立活動

障害のある幼児児童生徒を地域社会に生きる個人として、社会全体で支援していくという理念を背景に、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応するために、地域社会の支援体制の中で生涯にわたり支援をするとの考えの基に乳幼児期から学校卒業までの一貫した的確な支援を目的として「個別の教育支援計画」の作成が義務づけられた。これは、厚生労働省における障害者基本計画の「個別の支援計画」と趣旨は同じであり、これまで教育機関で行

われていた障害のある子どもに対する教育活動の評価を明らかにして、福祉、医療、労働等の各関係機関等との密接な連携を推進させ、卒業後の就労・生活支援に円滑に移行させるために考えられたものである。この「個別の教育支援計画」を作成する過程に各教科や自立活動等について指導の評価等を記載していくことになる。今回の新学習指導要領の改訂では、幼稚園教育要領の第3章指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項の第3節の特に留意する事項において、義務規定ではないが障害のある幼児についての「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」の作成を明示している。

### 3. 教育の目的と自立活動のねらい

平成18年12月22日教育基本法が公布・施行され、第一章 教育の目的及び理念 第四条（教育の機会均等）2項に「国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。」と規定されたことにより、「障害のある者」に対する国及び地方公共団体の「教育上必要な支援」を講ずる義務が明示され、障害のある者に対する国及び公共団体の教育の対応が初めて明記され、学校教育法等の解釈・運用に当たっても、この基本規程の趣旨が踏まえられた。

更に、平成19年6月27日学校教育法が改正され、教育基本法に規定する教育の目的を実現するために、第八章（目的）第七十二条 特別支援学校は、障害のある幼児児童生徒に対して幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とすると明示された。

教育関連3法（学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、教員免許法）の改正のあと、平成21年3月新しい学習指導要領の改訂が行われ、特別支援学校学習指導要領の第3節自立活動（第2章）で、特別支援学校の自立活動のねらいは、「個々の幼児が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う」と示され、学校教育法の特別支援学校の目的の後段の部分に当たる指導を担っている。このように、自立活動の領域は特別支援教育の目的、教育目標を実現する上で他の領域とは性格を異にする領域であり、大変重要な役割を担った領域である。

### 4. 障害児（者）の権利の向上に伴う社会の要請から

#### (1) 自立活動の内容の充実と個別の指導計画

「自立活動」となる前の名称である「養護・訓練」は、昭和46年に創設された。当初「心身の適応」「感覚機能の向上」「運動機能の向上」「意思の伝達」の4区分12項目が示されたが、以前までは障害別に教科等の内容として示されていた。例えば、盲学校の体育

では「歩行訓練」、聾学校の国語では「聴能訓練」、肢体不自由養護学校では「体育・機能訓練」等であり、「養護・訓練」として新たに創設することによって、障害別の具体的内容を踏まえながらも、心身の機能を総合的に改善するための目標・内容の共通化が図られた。

昭和54年4月養護学校義務制実施に当たり、これまで重い障害があるために就学を猶予されたり、免除されていた児童生徒が就学の対象となった画期的な制度の下で盲学校、聾学校及び養護学校の学習指導要領が共通となり、指導計画の作成と内容の取扱いも共通に示された。全国の知的障害養護学校、肢体不自由養護学校では、障害の重度・重複化に対応した実践研究が求められ、特に、「養護・訓練」については全国で研究が活発となった。平成元年の改訂では、「養護・訓練」の内容の示し方が抽象的で分かりにくいという指摘と養護学校義務制実施により障害の重度・重複化、多様化に対応する意味から、新たに「環境の認知」が加わり、「運動機能の向上」を「運動・動作」へ、「心身の適応」を「身体の健康」へ、「感覚機能の向上」を「心理的適応」へ変更を図り、5区分18項目が示され、内容は心身の発達の諸側面と障害に基づく種々の困難を改善するために必要な諸要素から構成された。平成11年3月の改訂では、障害のある児童生徒が自らの障害を認識し将来の自立を目指して積極的で主体的な活動として意識するという考えを基に「養護・訓練」から「自立活動」と名称が改められ、障害のある児童生徒の自発性や積極性を育成する取組が教師に求められた。また、内容については、「身体の健康」は「健康の保持」、「運動・動作」は「身体の動き」、「意思の伝達」は「コミュニケーション」、「環境の認知」は「環境の把握」、「心理的適応」は「心理的な安定」に変更され、指導内容の示し方が抽象であったため具体的な指導内容を選定する際の観点がより明確になるよう区分をわかりやすい名称に改められた。

平成21年3月の学習指導要領の改訂では、自立活動の内容が6区分26項目に改められ、可能な限りわかりやすく表現されるよう改善が図られ、特に、自立活動の目標については、学校教育法第72条の改正を踏まえ、「障害に基づく種々の困難」から「障害による学習上又は生活上の困難」に改められた。これは、昭和55年（1980）から活用されていた国際障害分類（ICIDH）の改訂版として平成13年（2001）、ICFがWHO（世界保健機関）で採択されたことと関連する。つまり、自立活動の考え方として、障害の改善は主に個人の機能障害に視点を当てていたことから、今後は個人の環境因子等を適切に考慮するというICF（国際生活機能分類）の視点を取り入れ、成長する児童生徒の実態は変化するので、それらを検討しながら教師が環境を構成し、整える必要があるとして、児童生徒が障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な知識・技能等を身に付けることを目標として設定されたことである。教師は、児童生徒の個々の実態に応じて環境を整え、指導内容・方法の創意工夫に努め、児童生徒の自立と社会参加の質の向上につながる

指導を進めることが求められている。自立活動の内容としては、社会の変化や児童生徒の障害の重度・重複化、多様化、通常学級の発達障害を含む多様な障害に応じた指導を充実するため、新区分「人間関係の形成」が加えられた。この新区分と4項目の内容は、特定の障害種の自立活動の指導内容として考えることは適切ではないが、特別支援学校の自閉症の児童生徒や通常学校に在籍する発達障害のある児童生徒の指導内容と密接な関係があり、今後の活用に期待したい。

平成19年4月から始まった通常学級に在籍する発達障害の児童生徒への指導に当たって、特別支援学校は個別の指導計画等の特別支援教育に関する内容を各学校の要請に応じて特別支援教育のセンター的役割として提供するように規定された。これまで特別支援学校では、自立活動の指導計画を児童生徒一人一人に個別に作成して実施・評価してきた。このことを基にして個別の指導計画も各教科を含めて作成してきた。個別の指導計画は、障害のある児童生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導が行えるように、学校における教育課程や指導計画、当該児童生徒の個別の教育支援計画等を踏まえて、より具体的に一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ計画である。また、指導計画の作成と内容の取扱いでは、個別の指導計画に基づき、「P-D-C-A」（計画・実施・評価・改善）のサイクルで進めるように「学習の状況や結果を適切に評価し、指導の改善に努めること」と、「個々の児童生徒が活動しやすいように自ら環境を整えたり、必要に応じて周囲に支援を求めたりすることができるような指導内容も計画的に取り上げること」が示された。この個別の指導計画が各学校で工夫され、充実させることが障害のある児童生徒の効果的な自立活動の指導内容・指導方法に結びつくと考えられる。

## (2) インクルーシブ教育システムの構築と教職員の専門性

「障害者の権利に関する条約」が平成18年12月、第61回国連総会において採択され、我が国は、平成19年1月に同条約に署名し、現在批准に向けた検討を進めている。このため、平成21年12月に内閣総理大臣を本部長として、全閣僚で構成される「障がい者制度改革推進本部」が設置され、同本部の下に障害者施策の推進に関する事項について意見を求めるために、「障がい者制度改革推進会議」が設置された。

平成22年6月7日、同会議による第一次意見が取りまとめられ、「インクルーシブ教育システム（包容する教育制度）構築の理念を踏まえた「地域における就学と合理的配慮の確保」、「学校教育における多様なコミュニケーション手段の保障」等について同会議の問題意識が示された。第一次意見を踏まえ、平成22年6月29日の閣議決定において、各個別分野については、事項ごとに関係府省において検討することとされ教育分野について2点が示された。

① インクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえ、体制面、財政面を含めた教育制度の在り方について、平成22年度内に障害者基本法の改正にもかかわる制度改革の基本的方向性について結論を得るべく検討を行う。

② 手話・点字等による教育、発達障害、知的障害等の子どもの特性に応じた教育を実現するため、教員の専門性向上等のための具体的方策の検討の在り方について、平成24年度を目途にその基本的方向について結論を得る。

平成22年7月12日に、中央教育審議会初等中等教育分科会の下に、「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」が設置され、12月24日、障害のある子どもとない子どもが共に教育を受けるインクルーシブ教育システム（包容する教育制度）構築に向けて、論点整理として中間的にまとめられた。この中に教職員の確保及び専門性の向上等のための方策に関し、教職員の専門性については、全ての子どもに実質的な効果のある教育を実践するには、まずは受け入れる側の教員の専門性を向上させ、指導技術を担保することが必須条件であると指摘している。また、特別支援教育の専門性については、例えば米国や英国で行われているように、高発生頻度障害（発達障害等発生頻度が非常に高い障害）については、基本的に全ての教員がその情報を有することとし、低発生頻度障害（視覚障害、聴覚障害、重度・重複等の障害）については、担当教員が専門的に高めるとの考えで、高発生頻度と低発生頻度に分けて専門性を向上させる取組を日本でも参考にすると必要であると指摘している。

自立活動の指導については、気になる幼児児童生徒の実態は、松原（2011）が指摘するように障害の特性から把握するのではなく、障害による学習上又は生活上の困難性の視点から把握するという全ての障害のある幼児児童生徒の指導領域としての認識が必要である。

今後のインクルーシブ教育システムの構築に向け、特別支援学校を含めて、通常学級における発達障害のある児童生徒の自立活動の指導の進め方や指導内容の設定、学校全体で障害による学習上又は生活上の困難性の共有等の基本的な対応、特別支援教育の専門性向上のための大学の教員養成課程の計画や各学校の教員の養成・研修の在り方等に特別支援教育の推進という意味から望ましい影響を与えるものと考えられる。

## 引用文献・参考文献及びWEB

- ・全国特別支援学校知的障害教育校長会 新しい教育課程と学習活動Q&A 特別支援教育（2010）東洋館出版社
- ・文部科学省 中央教育審議会初等中等教育分科会 特別支援教育の在り方に関する特別委員会 特別支援教育の在り方に関する特別委員会 論点整理（2010）  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1300893.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1300893.htm)
- ・文部科学省 特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編（2009）

[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_\\_icsFiles/afieldfile/](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/__icsFiles/afieldfile/)

2009/09/09/1284518\_1.pdf

- ・ 文部科学省 特別支援教育の推進について（通知）（2007）

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1300904.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1300904.htm)

- ・ 松原 豊 幼児教育における自立活動の活用に関する研究—自立活動の認知度に関する調査研究一、（2011） こども教育宝仙大学紀要2、77-86
- ・ 松原 豊 発達障害のある幼児の特別支援教育に関する研究—幼児教育における自立活動について一、（2010） こども教育宝仙大学紀要1、65-74

## **Suggestion to enhance guidance of “JIRITSU KATSUDOU” in special support school.**

Yoshihiko KAMATA

The educational program of “JIRITSU KATSUDOU” at the special needs school is an activity that aims at the independence of the children who needs special support.

Especially, because the number of children who have the severe handicap increases and the complicated trouble increased further, it is prepared to do appropriate guidance to those children.

However, the difficulty is attended to the plan of “JIRITSU KATSUDOU” program for children who have the intellectual disability or the developmental disorder.

The ability needed by the system that trains the teacher at the university is to be able to train the teacher who has the specialty of the “JIRITSU KATSUDOU”.